平成２８年（フ）第２７２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　741―308号
債務者　舟橋眞美子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
神戸市西区曙町1070　自立生活訓練センター内、住民票上の住所神戸市灘区寺口町11番３号　311
債務者　仲里　　将
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
富山市堀川町282番地２
債務者　堤　　耕司
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０４号
千葉県柏市加賀３丁目16番20号　コーポ加賀101号
債務者　大村　靖之
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５７号
神奈川県秦野市西田原1288番地の１　コーポ浅見101号
債務者　篠原　淳子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９５号
神奈川県平塚市南原３丁目４番５―201号　ライフタイムさがみ
債務者　沼田　邦子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０４号
神奈川県平塚市四之宮１丁目４番４号　神明ハイツ201号、前住所神奈川県平塚市平塚５丁目23番32号　三留借家西
債務者　鳥海　　彰
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５１号
神奈川県平塚市黒部丘29番28号
債務者　伊藤　　忠
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６３号
神奈川県厚木市三田366番地３
債務者　中島　伸一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２８９号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番21号（102号）　天王台フラット
債務者　中嶋　典子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２３号
名古屋市西区浄心２丁目９番15号　サニーコート天神山202号
債務者　笠間　義貴
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１号
名古屋市名東区松井町250番地の２　メゾンド十　Ｂ号
債務者　板倉　多江
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2563番地15　免田フルーツコーポ　ブドウ５号
債務者　石本　真一
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１６４２号
大阪府豊中市上新田４丁目21番７―406号
債務者　長　　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６２号
大阪市淀川区新北野３丁目８番17―1006号
債務者　下川路洋亨
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８８号
大阪市港区磯路１丁目２番12―905号、前住所大阪市西淀川区出来島２丁目９番28―201号
債務者　野下　　大
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部